

## 福島県議会 意見書 採択される

先日の当政治連盟の大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、大阪府、神奈川県、富山県、茨城県、静岡県及び北海道に続き福島県議会においても地方自治法第99条の規定による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣及び法務大臣宛）に提出する意見書が採択されました。

全調政連 ニュース No. 24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下のとおりです。

福島調政連発第2号  
平成24年3月30日

全国土地家屋調査士政治連盟  
会長 横山 一夫 様

福島県土地家屋調査士政治連盟  
会長 松田 圭市



登記の事務・権限等の地方への移譲反対の請願について（ご報告）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、会務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度、福島県土地家屋調査士会及び福島県土地家屋調査士政治連盟は、連名で福島県議会に「登記の事務・権限等の地方への移譲反対についての要望書」を提出し、2月定例議会にて採択と決定され、平成24年3月16日付にて地方自治法第99条の規定に基づく意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、法務大臣へ提出していただく事となりましたので、ご報告いたします。

記

福島県議会ホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf>

法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管しないことを求める意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢のもと、地方自治体への事務・権限の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより、抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施するようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではない。しかしながら、法務局等が行う事務・権限を地方に移管することについては、土地家屋調査士の業務が法務局等の行う事務と密接に関係している見地から、その理念の実現が懸念されるところである。

法務局等の行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものでもあることから、全国的に統一された法解釈や運用、事務処理基準を堅持する必要がある。さらに、登記事務については、民法、不動産登記法、会社法等の高度な法学的専門知識・能力に基づく正確な判断が求められることから、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準で直接実施すべきである。

よって、国においては、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
行政改革担当大臣  
総務大臣  
法務大臣

福島県議会議員 齋藤健治